質問に対する回答書 件名)関越自動車道 三芳スマートIC舗装工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書11-1工事用道路	位置図(1)において、②県道56号線が県道126号線と交わる中富交差	1 1 -
2	特記仕様書13-1貸与品及び 23-16仮設フェンス工	表下に※項目末尾の(A)は設置・撤去、(B)は他工事で設置したものを管理及び撤去するもの示す。とありますが、(A)においては資材の搬入・搬出の費用、(B)においては、搬出の費用はそれぞれ単価項目に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、他工事の引継ぎによるリース品は白岡菖蒲IC資材置場へ運搬するものとし、それらに要する費用を計上すればよいのでしょうか。リース元が資材置場から搬出する費用は見込まなくてよいと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。貸与品の表に含まれない防塵シート、チューブライトやコンパネ等は処分品と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	現在内容確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
3	【2/5】設計図〔舗装工(上り線)〕73/88、 【3/5】設計図〔舗装工(下り線)〕1/58及び47/58	73/88の数量表の道路掘削のうち土砂Dが463.9m3とありますが、このうち47/58の数量表の道路掘削114.9m3を盛土に流用するものと考えてよろしいでしょうか。残りの土砂463.9-114.9=349.0m3は上り線にて流用されると考えてよろしいでしょうか。また、土砂Fの82.4m3も上り線で流用されるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	貴社の施工計画に基づきお考え下さい。